

那珂市議会全員協議会記録

開催日時 令和7年9月19日（金）午前10時

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席者	議長 木野 広宣	副議長 富山 豪
	議員 榊原 一和	議員 桑澤 直亨
	議員 原田 悠嗣	議員 鈴木 明子
	議員 渡邊 勝巳	議員 寺門 黙
	議員 小池 正夫	議員 小宅 清史
	議員 大和田和男	議員 花島 進
	議員 寺門 厚	議員 萩谷 俊行
	議員 笹島 猛	議員 君嶋 寿男
	議員 遠藤 実	議員 福田耕四郎

欠席者 なし

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 会沢 義範	次長 萩野谷智通
次長補佐 三田寺裕臣	

会議事件説明のため出席した者の職氏名（総括補佐以上及び発言者）

市長 先崎 光	副市長 玉川 明
教育長 大繩 久雄	企画部長 加藤 裕一
秘書広聴課長 海野 直人	秘書広聴課長補佐 船橋 武夫
財政課長 照沼 克美	財政課長補佐 郡司 智弘
総務部長 玉川 一雄	総務課長 篠原 広明
総務課長補佐 川勾 貴弘	行財政改革推進室長 桧山 和幸
建設部長 高塚 佳一	都市計画課長 黒川 耕二
都市計画課長補佐 村山 知明	

会議に付した事件

（1）議会運営委員会委員長報告

- ・議案等の追加について
- ・令和7年第4回定例会会期日程（案）について
- …委員長報告のとおりとする

（2）追加予定議案等について

- ・議案第63号 人権擁護委員の推薦について
- ・議案第64号 建設工事請負契約の締結について
- …執行部より説明あり

(3) 瓜連支所利活用検討委員会の進捗状況について

…執行部より説明あり

(4) 議員派遣について

…台南市 木野議長、原田議員、小池議員、寺門厚議員、 笹島議員、福田議員に決定

…議員研修 榊原議員、桑澤議員、渡邊議員に決定

(5) 委員長報告

・教育厚生常任委員会

・原子力安全対策常任委員会

…委員長報告のとおりとする

(6) その他

・10月の全員協議会開催日について

…事務局から説明

議事の経過概要（出席者の発言内容は以下のとおり）

開会（午前10時00分）

事務局長 それでは、皆さん、おはようございます。

定刻となりましたので、ただいまより全員協議会を開会いたします。

初めに、議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 改めまして、おはようございます。

第3回定例会も今日と来週月曜日の2日間となりました。議員の皆様には委員会におきまして決算の審議、大変ありがとうございました。残り2日間ですけれども、改めて慎重な審議を賜りますようお願い申し上げまして挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局長 ありがとうございました。

それでは、この後の進行は議長にお願いいたします。

議長 ご連絡いたします。会議は公開しており、傍聴可能とします。また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送します。会議内での発言は、必ずマイクを使用し、質疑・答弁の際は簡潔かつ明瞭にお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は、ご配慮願います。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより全員協議会を会いたします。

会議事件説明のため、市長、副市長、教育長ほか関係職員の出席を求めております。職務のため、議会事務局より事務局職員が出席しております。

議事に先立ちまして、市長が出席しておりますので挨拶をお願いいたします。

市長 皆様、おはようございます。

本日の全員協議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、平素より市政運営に特段の配慮を賜り、厚く御礼申し上

げます。昨日も突然の雨でありましたけれども、徐々に9月に入ってから秋の気配も感じられるようになってまいりました。連日続いておりました厳しい暑さも幾分和らいでいたところでございますが、9月15日の敬老の日に合わせ、市内各自治会においては75歳以上の方々のご長寿を祝う敬老事業が執り行われているところでございます。本市におきましては、約1万人の方が長寿を迎えられ、大変喜ばしいことである一方、高齢化の進展に伴い、医療や福祉、介護を行う家族に対する支援の充実が今後ますます重要になってくると認識をいたしているところでございます。高齢者が、住み慣れた地域で積極的に社会参加をしながら、自分らしく暮らせる社会の実現に向け、引き続き地域包括ケアシステムの推進や介護保険制度の健全な運営と適切な運用に取り組んでまいります。

それでは、本日の全員協議会でございますが、追加議案として、人権擁護委員の推薦について、建設工事請負契約の締結についての2件、報告としまして、瓜連支所利活用検討委員会の進捗状況についてをご説明させていただきます。ご協議のほどよろしくお願ひ申し上げまして挨拶とさせていただきます。

議長 ありがとうございました。

それでは、これより議事に入ります。

議会運営委員会、大和田委員長より報告をお願いします。

大和田議員 それでは、議会運営委員会の開催及び結果につきまして、ご報告いたします。

先ほど議会運営委員会を開催いたしました。会議事件は、議案等の追加について、令和7年第4回定例会会期日程（案）についてであります。執行部から議案2件が追加提出されました。22日、最終日の定例会本会議において日程に追加し、委員会付託を省略して採決を行うことに決定をいたしました。令和7年第4回定例会の会期日程（案）は、ただいまタブレットに表示されてありますとおり決定をいたしました。また、前回の全員協議会で協議いただいた那珂市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例につきましては、22日の本会議に上程をいたします。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長 委員長の報告が終わりました。何か確認したいことはございますか。

（なし）

議長 ないようですので、この件につきましては委員長報告のとおり決定いたします。

暫時休憩いたします。執行部の入替えをお願いいたします。

休憩（午前10時04分）

再開（午前10時05分）

議長 再開します。

議案第63号 人権擁護委員の推薦について、執行部より説明願います。

人事案件になりますので、プライバシーに配慮の上、審議をお願いいたします。

市長 議案第63号資料をお開き願います。

議案第63号 人権擁護委員の推薦について。

氏名を申し上げます。順不同となります。

西野則史、板橋幸子、高畠俊久。住所、生年月日は全員協議会資料のとおりでございます。

提案理由でございます。

令和7年12月31日をもって任期満了を迎える西野則史氏、板橋幸子氏を引き続き人権擁護委員の候補者として、また新たに高畠俊久氏を人権擁護委員の候補者として、それぞれ法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長 執行部の説明が終わりました。

質疑、ご意見ございますか。ただし、プライバシーに関する件にはご配慮をお願いいたします。

君嶋議員 3人目の高畠さんについての選任なんですけれども、市のほうから推薦が上がってきましたけれども、この方、政治活動とかそういうのは別に、選ぶことに対しては問題ないんですか。

秘書広聴課長 お答えいたします。

人権擁護委員法、また公職選挙法のほうでも議員の方が例えば人権擁護委員になると、そういうものに対しても抵触は一切ないということで確認しております。

以上でございます。

君嶋議員 では、今回選ばれて、その後、政治活動は別に問題ないということでよろしいですね。

秘書広聴課長 人権擁護委員法の中で明確に政治活動の利用をしないということは明確にうたわれておりますので、もし万が一そういった人権擁護委員という形で、そういう立場の方が議員ということになれば、当然事務局のほうとしてこういった法律のほうがあるということでの指導、また事前にそこは当然やっていくことだと思っております。

君嶋議員 分かりました。

では、ちょっとあと教えていただきたいのは、そういう政治活動を今現在している、登録をしている場合、選管にも。それで看板を上げたりとか、そういうのも別に問題ないということで理解してよろしいですね。

秘書広聴課長 看板と言いますが、実際に現在議員としてされている方も人権擁護委員のほうになることはできるとなっておりますので、その看板がというところというよりも、あくまでもその立場としてという、兼務として可能だということでなっております。

君嶋議員 分かりました。

もう一点ちょっと教えていただきたいのは、最終的にプロフィール等に入れたときの、

人権擁護委員をやっていますとか、そういうのも載せても結構だということでよろしいですか。

秘書広聴課長 こちらにつきましては、先ほど申し上げましたように、人権擁護委員法のほうで明確にまず政治活動には利用しないということがうたわれております。また、法務局のほうでも確認は取ってございますが、いわゆる自分が個人でつくるような名刺とかがあると思うんですが、そういったところへの記載というのも基本的には認められないというふうになっておりますので、政治活動のほうに利用というのはできないという解釈であります。

以上です。

君嶋議員 了解しました。

議長 ほかございますか。

遠藤議員 個人的なあれではなくて、那珂市の場合、人権擁護委員は何名いて、地区、今回鴻巣、たまたまでしょうが鴻巣2方ということで、やっぱり人権擁護委員ってそれぞれの地区に平たく、いろんな声を聞くためにいろんな地域から出さなければならぬと思っていて、人口比率はあるかもしれません、何人いて、大体大字で言うとどちら辺りに分布していく、どんなもんかという、ちょっとその辺、分布的なものの意味合いをちょっと教えて、分かれば教えていただければと思うんですが。

秘書広聴課長 現在、市のほうの人権擁護委員の方9名いらっしゃいます。大字ごとに大体分布しております、申し上げますと、本米崎、額田南郷、菅谷、中台、田崎、鴻巣、門部、瓜連、平野ということで9名現在いらっしゃいます。基本的な考え方としては、やはり地域が偏らずに満遍なくなつていただくというのが一番理想であるというふうには当然考えております。ただ、今回、結果として推薦される方が鴻巣の方ということにつきましては、退任される方が門部の方でございまして、先ほど議員のほうからも人口比率ということもありますけれども、大字レベルで絞ってしまうとなかなか厳しいところが正直これまで選任の中でございました。今回、エリアとしましては中学校の学区レベルで一旦ちょっと見直してみようということでこの方が結果的に推薦の候補となったところでございます。

以上でございます。

遠藤議員 今のをざっくり聞くと、まちづくり委員会単位では1人ずつはいらっしゃいますね。いらっしゃって、たまたま今回芳野まちづくり委員会の中で2名というようなことになって、たまたまその中で鴻巣が2人と、そういうようなことになったという解釈でいいですか。

秘書広聴課長 おっしゃるとおりです。

議長 ほかございますか。

花島議員 今の話を聞いていて思ったんですが、菅谷地区は人口が大勢いますよね。その中で1人ですか、現在。将来改定していただきたいと思いますので。それから、名刺、記述の

話なんですが、自分が人権擁護委員であるということを書く名刺をつくっちゃいけないということなんですか。それとも、人権擁護委員は人権擁護委員としての名刺はあっても、例えば政治活動、立候補するときになんか、人に私はこういうものですよと渡す名刺には人権擁護委員は記述してはいけないと。だから、2つに分けるだったらありなのか。その辺の区別がどうなっているのか。

秘書広聴課長 まず、1点目ですが、地区の、特に菅谷地区であったり五台地区のほうというのは人口が多いのは、これは明らかでございまして、やはり分母的に申し上げますと、多い地区から1名ではなくて2名という形の考え方も一つあるかと思います。こちらにつきましては、やはり任期が3年ということでなっておりますが、任期満了で辞められる方、また後任を探す際にもやはり地域によってうまく、満遍なくしたいという考え方もありますが、分母が少ないところからの選任というのも非常に難しいところも現在あるということで、今花島議員のほうからもお話がありましたように、やはり多いところから2名ぐらいという形の考え方も一つかというふうには事務局のほうでは考えております。

あと、2点目でございます。先ほどの名刺への記載ということですが、あくまでも政治活動に利用してはならないということになっておりますので、例えばですが、名刺の裏側にいろんな役職なんかをやられている方が幾つも記載をした中に人権擁護委員という記載をしたものを使っての政治活動というのはできないというふうに解釈しております。個人的に使う名刺というのをやはりきっちり分けていただく必要というのは当然あるかと思います。

以上でございます。

議長 よろしいですか。

桑澤議員 ちょっと教えていただければと思うんですけども、過去に現職の議員が人権擁護委員になったことがあるのか、もしくはなろうとしている人が人権擁護委員になったことがあるのか、ちょっと教えてください。

秘書広聴課長 すみません、私の知り得る範囲でのお答えということによろしいでしょうか。

私が知っている範囲では、以前議員の方でなった方というのは承知しておりません。また、そういうお話を聞いたことも私のほうではちょっとないのが現状でございます。

以上でございます。

桑澤議員 過去にもそういう例がないということで、今回は異例な措置と。特別な配慮があつたかどうか分かりませんけれども、そう思われてもおかしくないような話にはなりかねないんじゃないかなと聞いていて思ったんですが、その辺はいかがですか。

秘書広聴課長 あくまでも現在一般の方になりますので、議員というか、見方は一切ない中の推薦となっておりますので、そういうことになります。

桑澤議員 大変苦しいご答弁かと思いますけれども、今名刺の話がありましたけれども、個人の名刺と政治活動の名刺を分けるといつても、現実的に市民に行き渡る名刺というのは混

同じちゃうので、結局こういう役職に就いた時点である種のそいつたものが区分けできにくいうような状況になると思うんです。なので、あまり言うとあれですけれども、あまりこういう疑念を持たれるような人事というのはよくないのかなと思っております。

渡邊議員 すみません、ちょっとお聞きしたいんですけれども、今9人の方が人権擁護委員になるというような形になっていると思うんですけれども、もともとなられている方、いろんな、前職や何かで縛るというのはあれかもしれないですけれども、ここに出ている資料の中では前職の方が、教職の方が多いという部分があると思います。人権擁護なので、やはり教職に就かれている方とか、あとは法律関係に詳しい方というのはあり得る話かなと思うんですけれども、今回、何をもって選ばれたのか、ちょっと教えていただいてよろしいですか。

秘書広聴課長 まず、市のほうで今人権擁護委員、先ほど申し上げましたように9名いらっしゃいます。やはり、今回2名の方が再任ということの候補になっておりますが、どちらも、ご覧いただくように、職歴としては教員になってございます。実際、現時点での9名の中で7名の方が教職員を経験されていた方になっているのが現状でございます。こちら、やはり現会長とも相談している中でも、ある一定の職種に偏らずに、本来であればもっと満遍なく分けていきたいという考えはこれまであったようなんですが、やはりどうしても教員を経験された方というのは人権教室等であったり、そういったところで子どもたちに話したりというのは慣れているというところも過去の考え方としてあったようで、どうしても教職員のほうに推薦というか、お願いする傾向があったように聞いております。

今回につきましては、やはり人権ということで、幅広い知見を持った方ということが一番いいのかなというのが一つあります。また、経歴のほうにも記載してございますが、国際色的にもちょっと豊かな方かなというふうには解釈しております、そういった面での人権という部分でも、やはりその方の意見、考え方というのも非常に有効なのかなというふうには感じております。

以上でございます。

渡邊議員 ありがとうございます。確かに幅広く人の意見を聞くというのは大事だというふうに思います。そういう意味で感覚的に私が思うのは、人権の部分をよくやったような方というのは確かに教職の方、もしくは警察関係の方とか、あとは市職員なんかも人権関係はよくやられているのかなと思います。そういう意味で、幅広くという意味には分かると思うんですが、ちょっとなかなかそうなんだという部分の感想しかないんですけれども、否定するつもりはないんですけども、適任者っていうんな形でもっともつているんじゃないのかなというふうにちょっと感じたところです。

以上です。

議長 よろしいでしょうか。

(なし)

議長 なければ、以上で質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

執行部は入替えをお願いいたします。

休憩（午前10時19分）

再開（午前10時20分）

議長 再開します。

続きまして、議案第64号 建設工事請負契約の締結について、執行部に説明を求めます。

財政課長 財政課長の照沼です。ほか関係職員が出席しております。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議案第64号をご覧ください。

議案第64号 建設工事請負契約の締結についてご説明いたします。

提案理由といたしましては、菅谷市毛線街路整備事業において、菅谷・市毛線道路改良工事（その2工区）に係る建設工事請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

内容といたしましては、契約の目的、07国補社交第3号 菅谷市毛線道路改良工事（その2工区）。

契約の方法、一般競争入札による契約。

契約の金額、1億7,985万円。

契約の相手方、茨城県那珂市菅谷5408番地2、平野・滑川特定建設工事共同企業体。

共同企業体代表者、株式会社平野産業、代表取締役、平野正栄でございます。

次のページをお願いいたします。

工事概要でございます。

道路改良工事、延長70メートル、地盤改良工650立米、舗装工760平米、カルバート工、延長68メートル、箱型マンホール設置工2基、不断水バルブ設置1か所、マンホールポンプ設置1式になります。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。

ご意見、ご質疑ございますか。

笹島議員 これ、70メートルくらいで2億円近くかかるかっしゃうの。

都市計画課長 都市計画課、黒川です。

今日は道路改良工事に加えまして、杉地区の雨水処理のためにボックスカルバートを道路内に布設することとなっております。あわせまして、既存で入っている下水道の管がございます。その下水道の管に対して横断するような形で道路改良工事が今回発生いたします。その結果、雨水のボックスも入れて、下水道も布設し直して、下水道は雨水ボックス

の布設により自然流下ができないためマンホールポンプを下水道のために設置いたします。そういうたずの工事がございまして今回はこの金額になってございます。道路改良そのもののメーター単価ですが、約32万円程度、管渠のほうでメーター約175万円、そのほか下水道の移設関連等で費用がかかりますので、トータルこの金額となってございます。

以上です。

笹島議員 では、ほとんどこの下水道に係る金額だね。道路舗装なんか大したことないもんね。下水道に係る金額ってどのぐらいですか。

都市計画課長 主にかかるのは管渠、雨水ボックスになります。設計額の内訳としましては1億3,500万円となってございます。

議長 よろしいですか。

小宅議員 ということは、次また70メーター例えやる場合にはそれはかからないということを考えて、管渠費はかからないので、その分はかからないというふうに考えられるのでしょうか。

都市計画課長 雨水のボックスそのものですが、トータル810メーター布設することになってございます。末端部になればなるほどボックスの大きさが大きくなるということになっていまして、今から上流側に上がっていきますので、基本ボックスのサイズは小さくなっています。概成するまでに、今年度の分が終了したとして、810メーター中460メートルが布設されることになります。来年度以降の工事におきましても残メータ一分についてはボックスカルバートを布設していくことになりますので、もうしばらく費用がかかるような状況にはなる予定です。

小宅議員 今回は孫目線のほうから、要は北のほうから押してくるという、それで70メーターという考えでいいんですか。

都市計画課長 おっしゃるとおりです。その一方で、今年度既に発注して工事が完了した部分にも同じようにボックスを入れてございますので、その続きというような形になってございます。

議長 よろしいですか。

ほかございますか。

(なし)

議長 なければ、質疑を終了いたします。

ただいま説明がありました追加議案の質疑、討論の締切りは本日の5時までとなっておりますので、ご承知おき願います。

暫時休憩いたします。

執行部の入替えをお願いします。

休憩（午前10時26分）

再開（午前10時27分）

議長 再開します。

続きまして、瓜連支所利活用検討委員会の進捗状況について、執行部より説明願います。

総務課長 総務課長の篠原です。ほか2名が出席しております。どうぞよろしくお願ひいたします。

では、座って失礼いたします。

それでは、瓜連支所利活用検討委員会の進捗状況について、ご説明をいたします。

初めに、1、設置目的と全体像でございます。

改めての説明とはなりますけれども、（1）設置根拠でございますが、この委員会は瓜連支所の組織配置再編に関する基本方針に基づき設置したもので、（2）目的としましては、令和12年4月予定の庁舎機能移転後の瓜連支所庁舎及び分庁舎の今後の在り方を様々な視点で協議、検討を行うことでございます。（3）役割としましては、敷地、建物の活用形態や活用手法、その他必要な事項について協議、検討し、その経過と結果を市長に報告することになります。

次に、2、検討委員会の開催状況でございます。

検討委員会は、これまでに2回開催しまして、活発な議論が行われたところでございます。（1）第1回委員会は8月1日に開催いたしました。内容といたしましては、この委員会における会議の公開や会議録の公表について決定し、委員会の目的やスケジュールの説明、目標として利活用方針案、こちらを策定することの共有、可能性調査やワークショップを実施することをご説明いたしました。さらには、ウ、瓜連支所等の現況や経緯といたしまして、建築年次や面積など、人口減少と将来予測、市内施設の老朽化状況、財政状況などについて説明をし、委員会の皆様と共有をいたしました。加えまして、エ、全国の庁舎利活用事例を紹介しまして、その後、意見交換を行いました。

続きまして、（2）第2回委員会。こちらは8月19日に開催いたしました。この会議では、瓜連支所及び分庁舎の現地視察を行い、老朽化具合などの状況を確認いたしました。また、第1回委員会の内容の振り返りを行いました。さらには、ウのとおり、市の利活用に関する基本的な考え方としまして、庁内調査の結果概要や維持管理費、主な修繕箇所、歴史民俗資料館移設等の比較などを共有いたしました。

2ページにまいります。

エといたしまして、計3回開催するワークショップの議題を確認し、その後、意見交換を行いました。

以上が第1回、第2回の委員会の概要ですが、検討委員会で使用した資料は参考資料としまして5ページ以降に添付してございますので、後ほどご確認をいただければと存じます。

両回の意見交換では、委員の皆様の様々な視点、それぞれのお立場からたくさんの意見が出されました。これらの意見を事務局にて整理させていただきまして、主な意見を9つ

のジャンルに分類いたしました。これをまとめたのが別紙となりまして、資料の4ページをご覧ください。

まず、左上から、子育て、若者支援のジャンルです。学習スペースや図書館機能、学習支援、安心して遊べる場の確保、こども食堂や親子で利用できる食堂の設置、子育て支援住宅による定住促進などが上げされました。

次に、右にいきまして、高齢者、世代間交流のジャンルでございます。高齢者の学習、健康づくりや趣味活動の場、多世代交流、知恵や経験の継承の場、施設のバリアフリー化などが上げられました。

その右の防災、公共性では、災害時の避難所機能、耐震性や備蓄機能の強化、自治会や地域活動の拠点、公共施設としての責任ある活用などが上げられました。

次は、真ん中左の文化教育情報発信のジャンルでございます。歴史民俗資料館や公文書館、那珂市の歴史や文化を学ぶ場、観光資源や地域情報の発信拠点などが上げられました。

次の商業経済活動では、郵便局の存続、農作物直売所や観光案内所、飲食店、カフェ、土産物販売、シェアキッチン、ブックカフェ、商業機能と公共機能の複合化などが上げられました。

次の民間活用収益化では、官民連携による収益化、維持管理費の軽減、特色ある施設整備、リノベーション、解体跡地の民間開発、市と民間との協働事業などが上げられました。

次は、左下の地域主体、コミュニティのジャンルです。まちづくり委員会や自治会の活動拠点化、公民館代替機能、地域交流、福祉活動の場、社会福祉協議会の存続などが上げられました。

次の施設の将来像では、多機能な活用を重視との多くの意見がある一方で、老朽化や将来負担を考慮した取壊しも選択肢との意見もありました。また、補助金や電源立地交付金を活用した財源確保などが上げられました。

最後の周辺施設との連携では、隣接小学校グラウンドとの一体活用、道の駅や県植物園との機能重複回避と相乗効果、周辺施設との機能補完などが上げられました。

以上のようにジャンルを分けて整理してみましたが、ご意見は非常に多岐にわたっております。今後は、持続可能な地域活性につながる最善策を導き出せるよう、にぎわいづくりへの効果や経済的状況などを盛り込みましてさらに検討を進めてまいります。

2ページにお戻りください。

続きまして、3、利活用方針案でございます。

先ほどの第1回委員会の内容で触れましたが、検討委員会の目標としては利活用方針案をまとめることになります。この利活用方針案の内容ですが、令和12年4月以降の利活用の基本的な方向性となります。検討に当たりましては4つの視点を整理いたします。

まず1つ目が、ア、利活用の目的の整理となります。例としまして、教育の振興、福祉の向上、産業振興、観光振興、移住定住促進に資するなど、利活用の目的について整理を

いたします。

2つ目が、イ、実施主体の整理となります。例としまして、これまで6つのカテゴリーとしてお示ししてまいりましたが、①行政、公共施設、②地域、③公共公益的団体、④民間、⑤取り壊した上での民間活用、⑥行政と民間の複合による利活用としておりますが、これを実現するために、どこが主体になるかでございます。実施主体も施設の所有と管理に区分されまして、具体的にどこが所有するのか、誰が管理していくのかということを整理いたします。

3つ目は、ウ、利活用の範囲の整理です。例としましては、瓜連支所、分庁舎及びその敷地を一体的に活用するであったり、瓜連支所、分庁舎及びその敷地を分けて機能別に活用するなどの選択肢があると思いますが、どの範囲にするのかを整理いたします。

4つ目が、エ、実現手法の整理となります。例としましては、売却や貸付け、指定管理者制度、PPP、PFI方式、リース方式、共同事業方式などが考えられますが、どのような手法で利活用を実現していくのかを整理いたします。

これら4項目について整理をいたしまして、基本的な方向性を取りまとめるのが検討委員会で目指すところとなります。

これら4つの視点をまとめ上げていくに当たっての考え方としましては、（3）方向性にありますとおり、地域のにぎわい創出と市の財政負担軽減の両立を目指していくとともに、（4）重視する姿勢としまして、地域との協議、意見交換を重視し、透明性の高い検討を進めていくこととして、検討会において利活用方針案をまとめ上げていきたいと考えております。

続きまして、4、今後の予定スケジュールでございます。

まず、（1）市民ワークショップですが、9月、11月、年明け2月の計3回開催いたします。30人想定のところ、現段階で10代から80代の方々、29人の方に応募をいただきまして、9月13日に第1回目のワークショップを終えたところでございます。このワークショップでのご意見につきましては、検討委員会に報告をいたします。

次に、（2）市民アンケートでございます。毎年1月に実施しております市民アンケートの中に設問を追加して実施をいたします。

次に、（3）事業者向け可能性調査でございます。ヒアリングした事業者は、コンビニなどの生活支援サービス分野、書店や子供の遊び場などの時間消費や地域交流、子育て支援の分野、eスポーツやスマホ教室などの体験型施設の分野、建物や土地の整備、運営等の分野などの事業者を対象として実施をしておりまして、立地条件を踏まえた利活用の方向性や事業展開の可能性、その参画条件などの意見収集を行っております。

最後に、（4）検討委員会でございます。第3回は12月中下旬に予定をしてございます。内容としましては、ワークショップの実施状況や可能性調査の結果を共有した上で、これまでの利活用案の絞り込みなどを行います。なお、第4回は来年6月を予定しており、

市民アンケートやワークショップの結果を共有した上で、利活用方針案の骨子を整理いたします。次の3ページにまいります。第5回は来年8月を予定しまして、検討委員会として利活用方針案を決定いたします。このように、今後も開催していく予定でございますけれども、進捗状況に応じまして開催回数を調整するなどして進めていきたいと考えております。

最後に、5、まとめでございます。これまでの進捗と今後の取組についてまとめさせていただきます。現状では、検討委員会では意見交換を通じまして多様な利活用の方向性を抽出したという段階にあります。今後の取組としましては、ワークショップやアンケートなどを通じて市民及び可能性調査を行った事業者の意見を加えつつ、利活用案の優先順位づけと実現可能性を精査してまいります。そして、令和8年度末までに利活用方針案を決定しまして、市へ提出することを目標としております。この利活用方針案は、先ほどもご説明しましたが、利活用の目的、主体、範囲、実現手法、これらを整理しまして、市がその後具体的に進めるための基礎となる重要なものとなっております。引き続き地域との対話を重視しまして、透明性を確保しながら検討を進めてまいります。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長 執行部より進捗状況の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑、ご意見ございますか。

小宅議員 この参考資料を、5ページからの瓜連支所活用検討委員会の資料を見させていただくと、こういう問題があるよというような形で、市としてはできれば残したくないんだよねというのが垣間見える資料だと思うんです。正直なところ、執行部としてはどうしたいか。考えがないということはないと思うんです。正直なところ、執行部としてはどうしたいのか教えていただきたいです。

総務課長 こちら、途中ご説明もいたしましたけれども、基本的な考え方としては、まずは地域のにぎわいを創出したいということが一つです。もう一つは、経済負担を軽減したい。その2点。それを重視して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

小宅議員 結局、公共マネジメント計画でいうところの、行政改革推進室の話からすると、人口が減っていく中で公共施設は減らしていかないといけないという考えの中で、瓜連庁舎の中の教育委員会と学校教育課及び上下水道部をこっちへ持ってくることによってその、公共施設の負担を減らしたいというところから始まっていると思うんです。壊さないんだったら、そもそも移動させなくていいんじゃないかというところにやっぱり戻ってしまうわけなんです。庁舎をそのまま使うんだったら今のままでいいんじゃないですかというふうな考えにどうしてもなってしまうんです。こっちに持ってくるんだったら、壊して建て直すなり何なり考えないと、あと民間に売るとかですか。じゃないと、結局執行部としての目的が達成されないんじゃないんですかというのをお聞きしたいんですが。

総務課長 小宅議員がおっしゃるとおりでございまして、市の考え方としましては、将来的に

人口が減っていく中で、財政状況は今まで以上に厳しくなっていくというのが見えている中で、公共施設の維持管理をしていくことについての負担、それをなるべく減らしたいという考えがあつての今回の取組ということにはなっています。その中で、瓜連庁舎につきましては大規模改修という考え方も当然あるとは思うんですけども、市の公共施設としての機能、今現段階では庁舎機能、市役所の行政機能、行政の庁舎としての機能というものは廃止をしまして、別な利活用を探っていきましょう。その別な使い方の中には、当然先ほど申し上げました民間の活用というのも当然含むと思いますし、取壊しというのも一つの選択肢としては入ってくると思います。そのあたりを検討委員会の中で、市民の皆様の意見をお聞きしながら丁寧に進めていきたいというところで、今回検討委員会の中で協議を行っているというところでございます。

以上です。

小宅議員 以前も申し上げたと思うんですけども、戸多小学校のときも本米崎小学校のときも地域の意見というものを一番にと執行部は言っていたんですけども、結局やっぱり地元にそれを、利活用を押しつけるというのはなかなか荷が重い話だと思うんです。やっぱり、いわゆるトップダウン的に市としてのビジョンを描いて、こういうふうにしたいんだということを示していただいたほうが地元にとってもありがたいんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

笛島議員 小宅議員のちょっと続きもあると思うんですけども、今30年か40年でしたっけ、この支所が建てられて、そうすると修繕のほうは済んでいるかどうか、これから大規模修繕もしなくちゃいけないということ。利活用をしていかなきゃいけないって、結構盛りだくさんですよね、あれもこれもということで。こういうものをやるのは結構ですけれども、維持していくのにはある程度行政と関係なくして民間活用、売るんだと、収益を生まなきゃいけないですよね。維持費は1,000万円か2,000万円かかるわけでしょう、年間。ですから、そういう矛盾がいろいろあるわけですよ。最終的に、先ほど小宅議員が言っていましたけれども、取壊しの方向に行くのかということも考えていますよね。そうすると、取り壊したはいいけれども、あそこは調整区域なんで、なかなか住宅とか何か建てられない。いろんな面で負の遺産として残っているような気がするんですけども、今言っていたスピードィーにある程度考えていかないと、こういう検討委員会も半年とか1年以内でスピードィーにやっていかないと随分時間がかかると思うんです。その間に、今言った維持費がかかる云々と。

もう一つ大事なことなんですけれども、公民館のほうに今言っていた教育委員会とか上下水道部が移るとなると、また向こうも改良改善しなきゃいけない、また向こうも費用がかかる、こちらも費用がかかるって、ダブルでかかるような気がするんですけども、そういう負担のほうは大丈夫なんですか。ちょっと私いろんな面で心配しているんですけれども

ども。

総務課長 まず、中央公民館の改修の部分につきましてですけれども、中央公民館につきましては計画的な修繕が必要ということになっていまして、今大規模修繕を計画しているところでございます。その大規模修繕をするということで検討している内容としましては、ただ単に公民館の利用をそのまま継続するということではなくて、ほかの類似施設でありますコミュニティセンター、そちらとの利用の用途、そちらも検討しながら、利活用状態としましては全体で約25%ぐらいの利用率であるということもありますので、中央公民館ができるものであってもコミュニティセンターのほうに振り分けることができるものについてコミュニティセンターに振り分けていきましょうという考え方になります。

その中で、中央公民館を公民館としてそのまま維持するということではなくて、行政機能を追加しまして、そこで行政としての効率性を高めていくということを一つの目的としているところです。そのために、中央公民館の改修というのは必要なものということで考えております。

一方で、瓜連支所のほうにつきましては、先ほど議員からもありましたけれども、調整区域ということもありますて、その部分については、利活用の内容については工夫が相当必要であるというふうに考えております。検討委員会の中でいろいろご意見はいただきましたけれども、それがどのように実現できるのか、その辺も汗をかいて検討していくたいというふうに考えております。

以上です。

笹島議員 小宅議員も言っていましたけれども、瓜連支所を残すんだったら、わざわざこちらのほうに行政機能を移すことはなくていいと思うんです。何か窓口をこっちに移すわけでもないし、要するに行政サービスが落ちることはないと思うんです。教育関係と上下水道ですから、今でしたら電話とか、業者くらいは行くかもしれませんけれども、そんな遠い距離じゃないんで、わざわざ修繕しなくて、あくまでも中央公民館は中央公民館としてコミュニティの場ということで使ってほしいと思うんです。一般的には、誰も。余計なことしてほしくないです。今言っていた瓜連支所ということを、今言っていた検討委員会で一生懸命いろんな、子育て、交流、防災、いろんなこと、あと収益があることっていうなんしたこと考えられているんですから、そこはそこで集中させていただきたいと思うんです。ところが、やはり先ほど、何回も言いますけれども、維持費もかかるんだったら、それか大規模な修繕をしなきゃいけないんだったらやっぱり収益を生むようなものも入れなくてはいけないと、そういうことも大事だと思うんです。そういうことをちょっときちんと、今言ったスタンス、それを行政側でしていかないと、やはり今言っていた検討委員会があれもこれも、これも欲しい、あれも欲しいで何か終わってしまうような気がするんです。行政のしっかりした、今言っていた、こういうことをやっていきたいという主導権を行政が握らないと、やはり財政負担、ごめんなさい、検討委員会に丸投げしたようなことをしな

いでほしいと思うんです。そういう趣旨の考え方はどうなんですか。

総務課長 検討委員会のほうで今回利活用方針案というのを策定していただきますが、その内容としましては、先ほどご説明いたしましたいろんな利活用の目的、何に使っていくのかというところ、その実施主体はどこか、範囲はどこか、庁舎だけなのか分庁舎も含めるのか、敷地全体なのかというところ、それとどのような手法で実現させるのか、売却であったり指定管理者、PPP、PFI、そういういろいろな手法があると思いますけれども、それを、4つの項目をまとめて市のほうに案として提出していただくというところが検討委員会に我々が求めているところでございます。

その後は、その4項目の案を基に市のほうで最終的に決定をさせていただいて、その内容について、議会の皆様にもご説明をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

遠藤議員 こういうふうに多くの市民の皆さんのがんを聞いてやっていくというのはすごくいいことだと思っていますし、この間の第2回の検討委員会の傍聴にも伺いました。あれだけ多くの皆さんのが見えられているとはびっくりしました。やっぱり興味関心が高いんだなと思いました、すごく重要な案件だと再確認したところでありますが、関連するから、若干そもそもその話でやっぱりお聞きしたいのは、行政機能をこちら、中央公民館に持ってくる、だからその跡地の利活用をどうするか皆さんで検討してもらっているということですが、そもそもあの行政機能を持ってくるという、これは決定なんでしょうけれども、そもそも本当にその必要性があるかどうかというのは、僕自身は結構まだ懐疑的であります、なぜ車で10分も走れば着くような分庁舎の機能を移転するのか。県内見れば、常陸大宮市、常陸太田市なんかも走って30分も走らなきゃいけないところを何とか集約するとか、そういうことなら分かるけれども、走って10分ぐらいのところを何でかんで一緒にしなきゃいけないのか、そこらのところ。当然人はフェース・トゥ・フェースで仕事をすれば効率がいいのは分かりますが、そのためにDX推進室をつくったはずですよね。行政機能を距離に負けない、時間にも負けないという意味合いではDXをもっともっと推進すれば職員同士の事務の効率化を図れると私は思っていて、走って10分程度のところを集約する意味合いと、それでもやっぱり云々と言うんだったら、DXを進めればそれは十分可能なんじゃないかという、そもそもそこなんですが、そこらの意味合いをもう一度教えてもらっているですか。

総務課長 なぜ瓜連庁舎から行政機能をこちらに持ってくるのかという部分についてでございますけれども、まずは今現状、中央公民館の大規模改修が迫っているということが一つあります。その中で、現状の利活用の率、先ほども申し上げましたけれども、大体25%ぐらいの利活用率ということがあります。それを各類似施設でありますコミセン、ふれセンのほうに振り分けて効率化を図っていくということが一つ大きな課題としてあると思います。

一方で、中央公民館にしても瓜連支所にしても、このまますっと持ち続けることが可能

かということを考えた場合に、やはり改修はいずれ必要になってくるということもありますので、そのタイミングで今回中央公民館ないし瓜連支所の利活用の部分について検討させていただいているという内容になっております。

職員の時間の話、10分ぐらいかかるだろうというところについてでございますけれども、現在、DXということで言えば、市の定期的に行っております会議、部長会議であったり庁議といったものについては、教育委員会、上下水道部と消防本部とはインターネットでつないでテレビ電話みたいな形で会議ができるようなことで定期的に進めているものにはあります。ただ、一方で、往復約30分ぐらいかかるわけです。その時間をコスト換算しますと、その時間をやはり市民サービスの時間に使うという考え方もあるかと思います。そこの部分があればほかにもできることがあるということを考えると、物理的に近くにあったほうが業務の効率化は図れるというふうに考えております。

以上です。

遠藤議員 言葉だけ見れば、なるほどなとも思うんですが、ただ、そうかなとも思いますし、民間なんか、だって自宅でリモートワークは普通じゃないですか。距離に負けていないわけですよ、全然。それで効率化をむしろ図っているところがあって、距離の問題じゃないと思います。仕事の中身の問題だと思うんで、それはちょっとあまり大幅に、瓜連という地から行政機能なくすという部分にはちょっと小さいなと思います。この問題って、合併を経て、瓜連の地から行政機能をなくしていいかどうかの根本的な僕は話だとまずは思っているんです。それでも持ってくるというんであれば、それはどうなのかなというところと、前もお話ししましたが、そうなるとここに、あそこに勤めている職員の方の駐車場を確保しなきゃいけないですよね。何人いらっしゃって、何台、今どこを使っているか分からないですけれども、どこに駐車場を持ってくるんですか。それで、なおかつ中央公民館を大規模改修してもっとというんであれば、例えばあの駐車場の今のスペースでも足りるかどうか分からないですよね。だから、その駐車場のスペースはまた、今この付近でどこかで借りなきゃいけないと思うんですけれども、それだけまた行政財産を取得する、金もかかる、管理も経費もかかるんですよ、新たに。これについてはどうなんですか。

議長 遠藤議員、すみません。今日は検討委員会の進捗状況なんで、それはご理解を。

遠藤議員 分かりました。それはそれとして、ちょっとこの内容についてお聞きしたいのは、94ページに、これ第2回検討委員会でも質問がありましたけれども、職員の方に市の利活用に関する基本的な考え方って調査しているんです。公共施設としての利活用で活用検討をしたい、ゼロ件でしたという報告があったんですが、これは、94ページですけれども、何のための資料なんだというふうな質問もありましたが、僕もそう思っていて、これはこれとしてだけれども。ただ、僕はこのときに思ったのは、そもそも職員の方にどう聞いたかを今お聞きするんですけれども、この公共施設としてどうしますかというのを聞いた結果ですけれども、資料の26ページにいくと、そもそもこれは6択の中の1つでしかないん

です。今後、1番目、公共施設としてやりますか、2番目は、地域によりますか、3番目が公共公益的である、こういう6つの選択肢があったんだけれども、職員の皆さんにはこの6つの選択肢をちゃんと聞いたうちでの①のものだけを資料として出したのか。それとも、職員の方にはこの①の公共施設としてどうしますかだけしか聞かなかつたのか、それをお聞きしたいと思います。

行財政改革推進室長 ありがとうございます。庁内調査の中身かとは思うんですが、今議員がおっしゃったように、6つのカテゴリーは示した上で、その中の一つとして庁舎用途以外の公共施設として活用する意向があるかどうかというのを、意思を確認してございます。加えて、委員会の中でもお話しはさせていただいたんですが、調査に当たっては、検討委員会の基礎資料として使うということを示した上で、責任ある回答をいただいているところでございます。

以上でございます。

遠藤議員 私が聞いたのは、2番から6番の項目は聞かなかつたのかということを聞いているんです。そっちは聞かないで、1番しか聞かなかつたんですか。

行財政改革推進室長 直接2番から6番については聞いてはございません。ただ、今先ほど私が説明させていただいたのは、こういう選択肢がありますというのを、6つは示させていただいた上で、先ほどの1番の公共施設、庁舎以外の公共施設として使う意向があるかというのを1番の問い合わせて聞かせていただいたということでございます。

遠藤議員 やっぱり検討委員会に出す資料としては、これせっかく職員の方の意向はこういうもんなんだよと提示するための設問だったと思うので、①よりも、むしろ②から⑥に関して職員の方はどう思っているのかというのを、こっちのほうがむしろ大事じゃないですかね。①は公共施設として利活用するかどうかというと、どっちかというとほぼほぼ答えは分かっている感じなんで、むしろ職員の方としては②から⑥はどういうふうに考えているか。だって、今までのいろんなまとまってきたご意見はむしろそっちが多いんですね。だから、職員の方はどうなんだというのを、やっぱり委員会にはそういう資料を提示すべきだったんじゃなかったのかなと当日感じんですが、そこらについてはどうですか。

行財政改革推進室長 ありがとうございます。今の公共施設以外の選択肢の意見を職員に聞いたほうがということかとは思うんですが、1番の問い合わせ以外の部分で包括的に聞いてございますので、そういうものも回答には反映しているかと考えております。

以上です。

議長 よろしいですか。

花島議員 幾つかあります。

まず、今の誘導質問じゃないかというのは、私も似たようなことを感じます。それに関連して、市民アンケートに、これ独自のアンケートじゃなくて例年やっている市民アンケートに取り込むということなんですが、一体どういう項目立てして質問するのかが気にな

ります。多分、単純な答えで何がいいとかそういう話にはならないはずなんです。いろんな考えがあって、維持の問題と、それから運営コストの問題、それから何に使うかという問題があって、だからあまりざっくりとした聞き方ではちゃんとした回答をしにくくなると思います。

それで、すぐに答えられないでしようから別の質問ですが、先ほどのお答えで移動の効率とおっしゃいましたが、市の職員のことしか考えていないですよね。市民にしてみれば、例えば瓜連地区にいる方々は自分が水道とか教育関係だったらあそこに近くに行かれるけれども、そうでないときは元々こっちに来るわけですよね。菅谷地区の方だけが便利になるんです。

DXの話がありまして、それはやっていますという話だったんだけれども、逆にいうと、市民は何にもないんです、DXみたいな。そうでしょう。例えば、市に、窓口に行くのにインターネットから接続して何とかというサービス、やっているのか知らないけれども、僕は聞いたことがない。そうすると、トータルで言ったら不便になるんじゃないですかというのは正直な疑問です。それをしてまとめてみたいというのはよく僕は分からんんですが、あまり効率のことを、職員のことだけ考えた回答をしないでいただきたいと思います。

あと、いろいろここに資料がたくさん長々とあるんですが、この会議でどういう意見が出たのかというのをもっと知りたいんですが、それは一体どうやって見るんでしょうか。誰それがということはなくてもいいんですが、例えばAさんという形で、Aさんがこういう発言したというのを。

（「議事録ですか」と呼ぶ声あり）

花島議員 そうそう、議事録に近いものがないと、例えば一貫性の問題がありますね、さっきも言いましたように。だから、Aさんはこういう、断片ではなくて、Aさんはここではこう言い、ここではこう言いというのでつながるとAさんの考えが、全体像が見えるんだけれども、何も書かずにこういう意見があった、こういう意見があつたとちょっとまとまりがない意見になってしまって、それが分かるような資料をぜひ用意してほしいと思います。ここにあるんだったら、ここにあるよというのをお知らせいただくだけでいいと思います。同じようなことは、やっぱりアンケートを聞くにしたって、本当はそういう意見があるということを知らせた上でのアンケートじゃないといけないと思いますので、アンケートのやり方は慎重に考えていただきたいと思います。場合によってはこのことだけのアンケートを取ってもいいかなと私は思います。

以上です。

総務課長 まず、ほかの意見はどういうものがあったのかという部分になりますけれども、会議の内容をまとめた会議録を今現在ホームページのほうに、1回目、2回目ともに公表しておりますので、そちらでご確認はいただけるかなというふうに考えております。

あと、アンケートの質問になりますけれども、恐れ入ります、資料のほうが95ページ、

96ページになります。

タイトルが3、市の利活用に関する基本的な考え方についてということで、イとウがありまして、96ページのほうにエとあると思いますけれども、この3、イとしては瓜連地域に不足していると感じること、ウとして活用において重視すべき方向性、これは3つまで選択していただくような内容、それと、エとして具体的な利活用案ということで、この3問を一応想定しまして検討委員会のほうにお諮りをしまして決定をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

花島議員 議事録は後で見ますが、こういうざっくりとしたもんじゃない、組立てというのが僕は必要だと思うです。取りあえず今のところは、私ホームページをまだ見ていないんで答弁はいいですが、別のことでも本当は聞きたいと思っているんですが、後で担当課に聞くなりします。

原田議員 資料の94ページの庁舎内でのアンケートのその他のことなんですけれども、その他こういう意見がありましたというふうに書いてあるんですけども、ちょっと具体的によく分からぬなというところがありまして、その他の意見って具体的にはどういった内容だったのか教えていただきたいです。

総務課長 その米印にある内容で申し上げますと、瓜連支所内の窓口機能についての意見、それとほかの老朽化する公共施設の状況についての意見ということでなっております。ちょっと今手元にそれ以上の細かい資料がないものですから、すみません。

原田議員 では、後で今度教えていただきたいなと思います。

あと、この執行部の考え方でいきますと、先ほどからちょっと話が出ているように、現状維持と言いますか、瓜連支所庁舎の機能を現状維持するという考え方があるのかということと、あと市民アンケートを取る際にアンケート項目に現状のままでいいですという項目を設けるのかということをお聞きしたいです。

総務課長 まず、現状維持のままでいいのかという部分についてでございますけれども、現状維持のままで、今後、これまでもご説明してまいりましたとおり、人口減少、経済的な状況も厳しくなっていく中で、現状のまま維持していく、あるいは大規模改修を続けていくということはなかなか難しいというところから、今回こういう検討を行っているということでご理解をいただければというふうに思います。

あと、アンケートの中に現状のままでどうかということを加えることにつきましては、検討委員会の中で協議をさせていただきたいと思います。

以上です。

原田議員 ありがとうございます。

最後1つなんですけれども、この検討委員会とかを通して取壊しというふうになる可能性もなくはないかなというふうに思うんですけども、そうなった際、やっぱり検討委員

会の中でも郵便局をどうするかという話が出ているかなと思うんですが、その郵便局を何とか残すとかいう交渉とかって、まだ結果が出ていないんで、方向性が出ていないんで進めていないのかもしれないですけれども、もし進めているのであれば、どうなのかなという、その辺お願いします。

総務課長 郵便局の必要性、重要性という部分については市のほうも認識はしているところでございまして、瓜連地区唯一の金融機関ということもございますので、瓜連庁舎、どうなるか、これからになりますけれども、最終的に瓜連地区に瓜連郵便局は残っていただくというような協議は進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長 よろしいですか。

渡邊議員 すみません、いろいろと移転の話も出てまいりましたので聞きたいんですけども、移転先として中央公民館になるというふうに思うんですけども、これ今現在進捗の状況というのはどのようにになっているのかをお聞きしたいということと、あと、いろいろと、大規模改修の話も出ていましたけれども、この庁舎、これも既に建築して40年たつんです。ここも大規模改修をしなきゃならないという時期になっていると思いますので、それを含めた上での今の検討計画というのはどのようにになっているのかをお聞きしたいんですが、多分これ今聞いてもすぐ出てこないと思いますので、次回の全員協議会のときにでも教えていただいてよろしいですか。

小宅議員 市の保有財産、公共施設を減らしていかないといふところは、これから人口減少社会に入っていくという中で非常に理解するところではあるんですけども、ただ、やっぱり瓜連庁舎がどうしてこんなセンシティブになっているかというと、やはり瓜連は瓜連町と那珂町と合併して、その後給食センターがなくなり、常陽銀行がなくなり、ヤマト急便もなくなっちゃったなんて言う方もいらっしゃいますし、旧サーボ跡地も売却という形になったという中で、やはりどうしてもどんどんなくなっていくという寂しさがどうしても先立つんだと思うんです。ですので、やはり減らしていかないといふところは理解しながらも、瓜連地区の人たちの気持ちには配慮しながら進めていかざるを得ないのではないかというふうに思います。意見のみです。すみません。

議長 よろしいですね。

以上で質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。執行部は退席願います。ご苦労さまでした。

再開を11時20分といたします。

休憩（午前11時12分）

再開（午前11時20分）

議長 再開します。

続きまして、台南市友好交流事業及び令和7年度第1回茨城県市議会議長会議員研修会

への議員派遣についてご連絡いたします。

台南市友好交流事業については、原田悠嗣議員、私木野、小池正夫議員、寺門厚議員、 笹島猛議員、福田耕四郎議員の6名の方を各常任委員会で選出していただきました。研修会出席については、榎原一和議員、桑澤直亨議員、渡邊勝巳議員の3名の方を選出いただきました。共に来週の最終日に議員派遣として本会議で報告させていただきます。決定いたしました議員の方については、よろしくお願ひいたします。

続きまして、教育厚生常任委員会、寺門厚委員長より報告をお願いします。

寺門厚議員 それでは、教育厚生常任委員会委員長報告をいたします。

教育厚生常任委員会より、調査事項についてご報告いたします。

当委員会では、学校給食についてをテーマに、昨年に市学校給食センター及び市内小中学校への見学を行い、現在の那珂市の学校給食の現状を確認しました。また、今年2月には学校給食の先進自治体でもある静岡県袋井市及び東京都足立区の視察を、7月には東京都武蔵野市への視察を行いました。いずれの自治体も学校給食の地産地消の推進や地域との連携、学校給食を通じての健康意識向上など、それぞれの地域に合った方法で学校給食に関する様々な取組を行っている姿に触れることができました。これまでの調査を踏まえ、那珂市の児童生徒が健やかに成長し、食を通じて地域とのつながりを深めることができるよう学校給食のさらなる充実を求め、当委員会ではサイドブックスに掲載いたしました要望書のとおり執行部に対する要望事項をまとめ、市長、教育長に提出し、これをもちまして学校給食についての調査を完了することといたします。

以上、ご報告いたします。

議長 委員長報告が終わりました。確認したいことはございますか。

(なし)

議長 この件につきましては、委員長の報告のとおり決定いたします。

続きまして、原子力安全対策常任委員会、小宅委員長より報告をお願いします。

小宅議員 原子力安全対策常任委員会から報告いたします。

原子力安全対策常任委員会では、11月5日水曜日、午後1時半から原子力について理解を深めるための勉強会を実施することにいたしました。こちらも、前回同様、委員でない方も参加可能というような形にさせていただきますので、参加につきましてはラインワークスのアンケート機能で9月30日火曜日までにご回答をいただきますようお願いいたします。期日までに回答がない場合は欠席というふうに判断させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

議長 再度日にちだけ。

小宅議員 11月5日です。1時半。

議長 委員長の報告が終わりました。確認したいことはございますか。

(なし)

議長 この件につきましては、委員長報告のとおり決定いたします。

続きまして、その他になります。

初めに、事務局より説明があります。

次長 事務局のほうから説明をさせていただきます。ただいまサイドブックスのほうに送りました資料のほうをご確認いただければと思います。

今回、改選後初めての趣旨採択というのがございますので、ここで少しお時間をいただきまして請願における趣旨採択についてのご説明をさせていただきたいと思います。

請願につきましては、那珂市議会会議規則に請願の審査報告という規定がございます。その中で、請願に対する議会の意思決定については採択、もしくは不採択のいずれかとなってございます。しかしながら、請願の願意については理解、賛成できるものの、実現可能性などの面において実現不可能であるとか確信が持てないなどという場合ございます。このような場合に、請願の趣旨には賛成であるという意味で、あくまでも便宜的な処理方法とはなりますが、趣旨採択という決定方法が取られる場合がございます。

続いて、（2）本会議での採択方法です。まず、常任委員会の委員長から審議の結果趣旨採択としたことが報告されます。この委員長報告を踏まえまして、請願を趣旨採択することについての可否が諮られます。補足となります。趣旨採択である場合は請願に対する一種の修正案とみなされることから、原案よりも先に諮られることになります。そして、採決の結果、可決された場合については議決結果として趣旨採択が確定いたします。その反対に否決された場合になりますけれども、請願の原案について採択とするか不採択とするかを諮り直すこととなります。

以上、請願における趣旨採択につきましてご説明させていただきましたが、陳情につきましては、やはり会議規則の中で、陳情書またはこれに類するもので、その内容が請願に適合するものについては請願書の例により処理するものとするという規定がございます。来週月曜日の本会議におきまして、陳情における趣旨採択の議決がございますので、確認の意味でご説明をさせていただきました。簡単ではございますが、説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

議長 何かございましたら事務局のほうに聞いていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

遠藤議員 すみません、この趣旨採択については分からぬ方も多いと思いますので、私もちよつと念のため確認を。

趣旨採択をした後の効果ですが、採択とどう違いますか。

次長補佐 議決結果としまして、採択にしましても不採択でも趣旨採択でも執行部のほうに議会としてはこのような議決がされましたということで執行部のほうに上げるような形はとなっております。

遠藤議員 もちろん議決の結果は上げるんですが、例えば、今回教育厚生のほうでフリースクールの件、ラインワークスというか議論の様子も拝見しておりますが、例えばこれを採択にすることと趣旨採択にする違いがあまり議論の中ではなかったようにちょっと見受けておりまして、急に趣旨採択になったなという感じがしているんですが、何で逆に採択じゃなかったのかなとか。

花島議員 私、趣旨採択を提案というか、私が提案したという意味じゃなくて、押した理由として、まず、言っている趣旨は分かるんですけども、請願の中に具体的に月額最高2万円という明確なものがあります。私は、これは意見書じゃないですから、議会がそれを決するということは予算措置まで本来は責任があるんだと私は考えました。だから、そこまでは責任持てないということで私は趣旨採択を押しました。ただ単にそれだけじゃなくて、今後この問題を議論するということ、それから調査、それから執行部にも意見を出していくということも皆さんとの合意で、委員会の合意になっています。

ですから、形式上どうなるかといったら、それは事務局が答えたとおりなんですが、現教育厚生常任委員会としては、今言ったように調査を続ける、それからこういう調査を続けてほしいということを次期の委員会にも伝える予定でいます。

以上です。

遠藤議員 それは教育厚生の総意なんだと思って見ています。ただ、僕なんかが思うのは、内容がこのとおりであれば議会の意思として出して、あと実際執行する執行部には細かい部分は詰めてもらうということで僕なんかいいかなと思っているんですが。教育厚生は分かるとして、議運のほうの今日報告がなかったんで、陳情の結果、審議の結果、これは報告しなくていいんですか。

次長補佐 最終日に委員長報告としてほかの常任委員会と同じようにあります。

遠藤議員 では、何で今日報告がないんですか。ちょっと聞きたかったんです、それも。

議長 教育厚生も今日は報告していないです。これは、さっきは調査事項のやつの件なので、最終日に報告。

次長補佐 委員長報告はサイドブックスのほうに近日中には上げますので、それを見て判断していただくしかないのかと思います。

遠藤議員 最終日に、当然陳情で上程されてきているもんだから、それは委員長として報告しますよね。それに対して質疑ができる、討論ができる、これは通常どおりということです。今日に関しては、議運からの趣旨採択になった経緯とか、それに対しての質疑は今日の全員協議会ではできないということなんですね。

次長補佐 通常委員長報告でやります。

笹島議員 ごめんなさい、ちょっと静かにしてもらえるかな。

これ、私は貝になりたかったんですけども、貝になれないんですけども。ちょっとこれ、趣旨採択というような文言の、曖昧な、これ使っていいんですか。でも、実際、冗

談抜きにして、陳情者は具体的に2万円の補助を求めるというふうに来ているわけでしょう。それは、採択、不採択という実際的な、具体で来ているんで、しなきやいけないんじゃないですか、これ。そういう曖昧な、陳情者どういう感じでいるの、それは。

（「決のとき反対に回ればいいんです」と呼ぶ声あり）

笹島議員 それはいいけれども。いやいやこんなものをあまり使っちゃいけないんじゃないの。やっぱり採択、不採択ということで、イエスかノーでしょう。そういうことを乱発しちゃ、俺いけないと思うよ、これから。そんな曖昧なものを、今言っていた便宜上云々と言っていて、何でも間でもそういうふうにていったら、はっきりとやっぱり。

小宅議員 今回趣旨採択が2つあると思うんですけども、微妙にニュアンスが違うなと私は感じています。今の教育厚生のほうは、花島議員からあったように、財源的な部分でそれはちょっと難しいという部分はあるけれども、趣旨は分かるよというような採択。議運のほうの趣旨採択は、これはいずれやるべきものだと思っているけれども、今すぐにはできないから趣旨採択という形で、大分ここ、ニュアンスは大分違う部分があると思うんです。

笹島議員 そしたら、今の話を聞いていれば、不採択にしなきやいけないんじゃないのか、それは。逆に言えば。そういう曖昧なこと、先延ばし。

小宅議員 そういう考え方もあると思うんで、明日反対してくれればそれでいいと思います。

議長 ちょっと事務局のほうから。

次長補佐 趣旨採択は当市議会でもやってますし、ほかの自治体でも見受けられる手法ではあります。

遠藤議員 やっぱり、これはちょっと総意として認識はしておいたほうがいいと思うのは、趣旨採択は例外だから、やっぱり駄目なんだよ、本当は。この規則に書いてあるとおり、採択か不採択しかないの、基本は。皆さん、それはそうなんです。ただ、どうしても、議論を尽くしてもどっちかにできないというんだったら、例外としてあるのであって、これ本当は禁じ手に近い、趣旨採択は。皆さん、これは禁じ手に近いよ。本当は、だから市民はこうしてくださいといったものに関してはどっちかしかないんだよ、基本的に、議会というのは。それができなければ継続にして、徹底的に議論をして、皆さん納得した上で採択、不採択とすべきなんです。そんなに乱発していいものでないし、前例があるのは分かりますが、一応、皆さんそれなりに議論を尽くしているのは見ましたけれども、ただ、認識として趣旨採択は例外です。これは僕の意見として言っておきます。

花島議員 私は全然そうは思わないです。請願なり陳情書の文面によります。つまり、例えば、先ほど私言いました、月2万円、1人当たり2万円という具体的な金額を出している。なおかつ、これを国に対して意見書として上げるならまた別。でも、我々は那珂市の予算に決定権を持っているんです。そうでしょう、予算決められますからね。だから、その中で採択するとなったら、それはその方向に向けてやらなきやならないと私は思っています。皆さんも思うかどうかは別だけれども。理屈はそうでしょう。だけれども、では現実に2

万円出すということまで今決めていいのかというと、私はそうは思わなかった。請願者の言いたいことは十分分かったしということで、その先は言いませんけれども、不採択にするのは、話は簡単ですよ。不採択にしたけれども、知らん顔して、あとは、採択は不採択しかないんだったら、ある意味では、2万円ということに関しては全く不採択です。だけれども、ではそういう請願なり陳情を受けて今後も議論を進めるなり調査を進めると、あるいは意見書を出すと、別の形でというアクションをすると考えたときに、単純に請願者に対して不採択というよりは、あなたの言っていることは分かりましたという形で、真摯に受け止めますという形で趣旨採択というのは、僕は何もおかしくないと思います。

寺門厚議員 私も、趣旨採択については決していい加減なというか、そういう慎重な審査をしての結果でありますので、決して禁じ手でもなんでもないので、請願者のよくよくお話を聞けば、2万円は必ず、全フリースクールに通う子たちに出してくださいねという請願なんで、現状は、いろんなフリースクールに通う、行ける子もいるし、行けていない子もいるし、非常に複雑なんで、今那珂市が2万円手当して、では皆さん出しますよと言っているのかという問題も一つありますし、果たして資金的な余裕があるのかどうかというところも吟味しなくちゃならないですし。基本的に、趣旨は、今子供たち居場所がないんですよというのをよく分かりました。そのために支援が必要だというのもよく分かりましたので、では我々として、教育厚生として次の活動は、今は那珂市と、それから民間いろいろありますけれども、本当に居場所が必要なところってどこなの、どういう子たちに焦点を当てていけばいいのというところを十分議論を尽くしてやってきたことなので、決していい加減な、どっちつかずの採択ではないということは断じて申し上げておきます。

副議長 趣旨採択ということに決定した、後ろにやはり調査事項として、ちゃんと請願者、陳情者の方をおもんばかりた結果が新たな調査事項として、今調査事項としてやっておりますので、この請願に関しては趣旨は理解します。だから今調査事項にして、今我々が、どんなものがフリースクールに必要なのかというのを調査しているから全否定はしませんでした。確かに、今のフリースクールの中の現状を見ると大変な部分というのはいろいろある。だからこそ、それを今急遽緊急な調査事項に切り替えて、今市内のフリースクール、つくばのフリースクール、フリースクールをいろいろ見ながら、最後我々としてどういうふうな意見が出せるのかというのをやる上での趣旨採択であったということをご理解いただきたいと思います。

（発言する者あり）

副議長 それこそ無責任じゃないですか。2万円に対して、我々は無責任にはできないから、よく継続がいいなんていいますけれども、継続でそのまま流すだけだったら全然無責任だと思います。やはり、趣旨でもいいから採択して、その先にあるものをちゃんと我々は出そうと思っているから、今回に関しては我々は無責任ではないと。

（「調査は始まっているのか」と呼ぶ声あり）

副議長 始まっています。

（「だから継続しなきゃいけない、調査イコール継続だから」と呼ぶ声あり）

笹島議員 調査イコール継続でしょう。

副議長 これじゃないですか、この請願に対しては。この請願に対して、イエスかノーと言えと言ったんじゃないですか。

笹島議員 そう。

副議長 だけれども、我々は趣旨は理解できるから、調査事項に切り替えたんです。何もおかしなことは言っていないと思います。

福田議員 この趣旨採択という場合に、これ議会と全く関係ないんですが、執行部のほうでは予算化というのはどういうふうになってくるのかな。採択した場合には、これは予算化しなくちゃならないでしょう。だけれども、今回の趣旨採択といった場合には、執行部側としてはどうなるんだろう。事務局で分かるか。

事務局長 採択して、予算化というお話かと思います。こちらは、請願、陳情に限らず、議会のほうで採択したという形を取ったとしても、その先に執行部としてそういった事業が予算化できるかどうかというのも含めて検討して、それで必要であれば予算化をしていく。やはり、そういったものはちょっと難しいということであれば、ちょっと検討課題として残して、執行部のほうでは検討していくという形になるかと思います。あくまでも、議会としては採択と形をしたとしても、それを執行部としても尊重はすべきですけれども、それに縛られることはないというのが事務提要なんかの解説には載っている状況です。

福田議員 ということは、要は、採択されても、執行部の考え方によっては予算化はしない、あるいはする。今回の場合というと、明らかに予算化はしないわけだね。解釈としてはそういうふうに受け止めるしかないでしょうね。

事務局長 その辺も執行部のほうで判断することにはなるかと思います。

ただ、今回委員長報告としまして、こういった部分についてはちょっと課題ですよというようなのを羅列して調査報告、審査報告を行うことになりますので、執行部としては、やはりその辺の課題、議員の皆さんもそこは課題だなと思って……

福田議員 聞こえないよ。駄目だよ、議長、注意してくれよ。

議長 静粛にお願いします。

福田議員 もう一回言って。

事務局長 繰り返しになってしまふんすけれども、委員長報告の中で、審査の際にやはりこういった部分は課題がありますよというのは羅列して審査報告を委員長はする予定になっています。それも含めて趣旨採択という形で審議の結果を執行部のほうには送付するわけすけれども、当然趣旨採択、趣旨は理解するけれども、やはり課題があるというところが委員会の決定ですので、執行部のほうはその課題について、では実現できるかどうか、そういうのも含めて検討するということになるかと思います。ただ、実際のところフリ

ースクールの部分で、公の部分、パブリックな部分について、今のところは充実をすべきというような委員の皆さんからの意見もありましたので、その辺も含めて執行部のほうでは判断するということになるかと思います。

福田議員 そうすると、例えば今お話が出ましたけれども、2万円ということが、どうもここがポイントになってきているということが今回の趣旨採択の一つのポイントだよね。ということは、例えば請願者が新たに請願を出した場合、金額を入れないで、そういう場合には採択だね。そうなるでしょうね。再度検討、これは当然検討するあれだけれども、今的内容からいうと2万円ということがポイントだったわけだ。それで趣旨採択になったわけでしょう。やっぱり今説明、局長のほうからありましたけれども、やっぱり予算化、これがいろいろ我々議会としては一番要だと思うんです。予算化をしていただくという意味では採択ということで、どうもその辺が、趣旨採択、あまり例がなかったね、今までに。

遠藤議員 そもそも、今回はもう審議が終わっているわけで、それなりの委員会の結論が出てるわけですから、それ、僕も見ている範囲でそれは尊重しているわけ。今後それが、こういうことってどの、今後の陳情でも請願でもやっぱり出てきますから。これはどうかなみたいなのは。そういうときに乱発するもんじゃないよというのをそもそも今言いたかったのが趣旨と、あと例えば今の話を聞いていて思うのは、例えばどっちかにはした上で、仮に採択をすれば執行部に上げるとき、意見書なんかを上げるときに、そこに付記事項みたいなことで、何かそういったことってできないのかな、付記するみたいなこと。採択はする、でもこの部分については慎重に云々とか、この部分について云々みたいな。意見書自体は、僕ら委員会で採択した後で意見書の案でも精査するでしょう。そこで、それは議会の常任委員会としての意見で出る、出せるわけだから、それは、趣旨はもう採択にはしたんだが、この部分はちょっと修正をして国に提出する、県や市に提出するというのは、これは委員会として文言は整理できるわけだから、そこで考えられるんじゃないかなと思うんです。

花島議員 私の考えは全く逆です。やっぱり採択したらそれなりに責任があるんです。だから、予算化するまである程度の責任を持つ覚悟がなければ、そのまま採択には投じられない、私は。逆ですよ、我々のやっていることは遠藤議員の言っていることと全く逆で、一応、だから2万円ということに関しては否決です、確かに。委員会の判断なり議会の議論を聞いて執行部が予算をつけるかもしれない。つければそれでそれはそれなんですが、つけない場合に、では、先ほどの繰り返しになりますけれども、我々は2万円について採択しているのに、その後予算書で出てきたときにそれが載っていなかったときに知らん顔はできないんです。僕はできない、少なくとも、それだけの責任があると思っています。だから、請願の文書とかそういうのは慎重に本当は考えてほしいんです。

それは那珂市議会でやれる範囲のことだからです。国に対する意見書とか県に対する意見書だったら、それは採択できるんです。このくらい考えてくださいという話ですから。

だから、何か言っていることがまるきり逆だと思います。

一方、この件に関して言えば、我々は問題を受け止めました。僕自身について言えば、問題は2万円ではない、不登校全体が多い、それで関連する人が大変困っているということが第一だから、その周辺のことをちゃんと調べて、単に2万円出すか出さないかという問題じゃないと思っているんです。それは要望書とか意見書として考えるべきだと思っている。委員会としてもその方向でこれからも動くということです。

だから、何か、これをがちっと決めておいて、これはやらなくてもいいよみたいな意見書をつけるなんて、僕は訳の分からん発想だと思います。

以上です。

原田議員 ちょっと質問なんですけれども、趣旨採択にして、その経緯としてここが課題というか、ここがちょっと委員会とか議会として認めることができないかなみたいな流れかと思うんですけれども、教育厚生常任委員会の中でそこを何か明確にまだ話はできていないかなというふうに思うんです。お互い1回ずつ意見を言っただけだったと思うんで。そういう場って今後設けられるのかなと。趣旨採択にして、ここがこうだから。花島議員は2万円というところだと思います。僕もそこなのかな、言うとしたら。僕、ちょっとまだ自分の意見は固まっていないんですけども。そこ、何かまだ共通でしっかり話し合えていないのかなと思うんですけども。そしたら、そこだけということですか。僕、さっきパブリックなところを優先にみたいな、その話は趣旨採択のところは違うと思っているんです。不採択の意見としてそれは出ていましたけれどもと思うんで。だから、趣旨採択にしたという話の中は、花島議員が言っていた2万円という部分が引っかかるかなというところなんだなという理解はしているんですけども、委員会としてそういう認識なのかというところ、しっかり明確には決めていないかなと思うんですけども。

鈴木議員 議論は私はされたと思っていて、私は2万円というところもそうですけれども、別な方法があるんじゃないかというのは、趣旨は分かります。もう賛同します。だけれども、ほかの方法があるんじゃないかということを私はあのとき意見として申し上げたので、ほかの意見がなかったというのは違うんじゃないかなと思います。

（「それで不採択にしたほうがいいと」と呼ぶ声あり）

鈴木議員 不採択、違います。だから、趣旨は分かります。だけれども、なので趣旨採択ということです。

花島議員 原田議員の意見はある程度分かるんですけども、若干誤解していると思うんです。それぞれ趣旨採択ということにすべきと考えた意見は委員会として完全に一致しているわけじゃないんです。トータルに、例えば制度的な問題とか今やっている施策があるからとか、それぞれ違う意見があったんだけれども、総合して趣旨採択という意見が多かったということなんです。僕がさっきから言っているように、僕の意見としてはということです。だから、ほかの議事でもそうですけれども、ある場で全てのことがきっちり一致した合意

の下でこうだという結論ではなくて、それぞれの考えがあっても最終的にこれだということです。

以上です。

笹島議員 私ちょっと教育厚生常任委員会を傍聴していないんで分からんんですけども、ちょっと想像でお話しするんですけども、皆さん、こういう陳情が来ました。その場合に、常任委員会の委員の方で、皆さんで相談し合ったんでしょう。し合わないで、そのまま一発でこれあれしたんですか。

花島議員 相談の意味が分かりません。

笹島議員 議論も相談も一緒ですから。その話は話が長くなっちゃうからいいです。ですから、まずそういう話をまとまって、議論し合って、話し合って、それに臨んだのかなと、教育厚生常任委員会で。それで、今言っていたこの趣旨採択というのはどこから出てきたのかなと。その中で、みんな議論し合った中で出てきた話ですか、それは。ちょっとごめんなさい、中身が分からないんで、皆さんやっているから教えてほしいんです、それを。どういう過程でそういうふうになっていったのか。大事なことですよ、だから。

花島議員 相談の意味が分からないんです、正直言って。委員会の公式の場以外での話し合いということですか。それは、個々には若干やり取りはしていますよ。でも、それは非公式の話だから、とやかく言われても困ります。委員会の中で議論していなかつたかといったら、そんなことはないです。

寺門厚議員 当然議論は公式の場でもそうじゃない場でもありました。

以上です。

笹島議員 中身を教えてほしいんですけども。

議長 それはタブレットにありますから、見てください。見れますので。

笹島議員 今は聞けないですね、じゃ。

議長 今は、全員協議会。

すみません、この件につきましては以上とさせていただきます。

次に、先日の産業建設常任委員会において笹島議員より不適切な発言がありましたので、注意をさせていただきましたことをご報告いたします。

花島議員 どのような種類の不適切だけでも話していただけませんでしょうか。そうじゃないと注意のしようがないです。種類だけでいいです。

議長 それでは、事務局より。

次長補佐 10月定例の全員協議会ですが、10月24日金曜日、10時からになりますので、予定のほうよろしくお願ひします。

議長 以上で全ての議事が終了いたしました。

これにて全員協議会を終了いたします。お疲れさまでした。

閉会（午前11時56分）

令和7年11月26日

那珂市議会 議長 木野 広宣